

家電リサイクル制度評価検討小委員会の審議経過

平成 10 年 6 月に制定された家電リサイクル法は、附則第 3 条において、施行後 5 年を経過した場合の見直しが規定されている。これを受け、18 年 6 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に家電リサイクル制度評価検討小委員会（委員長：細田衛士、慶応義塾大学経済学部教授）を置き、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器リサイクルワーキンググループとの合同会合において、必要な審議をいただいているところ。

18 年 6 月 9 日 家電リサイクル制度評価検討小委員会設置

6 月 27 日 第 1 回合同会合

家電リサイクル法の概要・施行状況の説明及び評価・検討の進め方について審議

7 月 27 日 第 2 回合同会合

製造業者・小売業者からのヒアリング

8 月 3 日 第 3 回合同会合

自治体・消費者団体等からのヒアリング

28 日 第 4 回合同会合

家電リサイクル制度の見直しに係る論点整理について審議

9 月 29 日 第 1 回現地視察

リサイクルプラント

10 月 13 日 第 2 回現地視察

中古品取扱業

12 月 11 日 第 5 回合同会合

家電リサイクル制度の実態に関する調査結果の報告及び論点の検討について審議

25 日 第 6 回合同会合

家電リサイクル制度の見直しに係る論点の検討について審議

6 回の合同会合を経て、検討課題の整理等が行われたが、様々な状況変化に対応する必要性が明らかとなり、実態調査等を踏まえた制度検討の議論を行うため、半年程度審議を延長し成案を得ることとなった。

現在、次の 4 点について実態調査等を進めているところ。

技術革新・市場動向の把握

不法投棄対策の充実・強化等

中古品としての輸出等への対応

リサイクル料金の透明化等に向けた方策

現在の家電リサイクルの流れ

データは最新の値
(一部推計値)

対象となる家電機器(特定家庭用機器): エアコン、
テレビ(ブラウン管式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、
電気洗濯機

家電リサイクル
法ルート

廃棄物処理法
ルート

排出

排出者(消費者、事業者)

適正な引渡し of 責務

約2,300万台

収集・運搬料金、リサイクル料金の支払

リサイクル料金(大手製造業者の例): エアコン¥3,675、テレビ¥2,835、
冷蔵庫・冷凍庫¥4,830、洗濯機¥2,520

約1,100万台

約1,100万台

約30万台

収集・運搬

引取義務

自らが過去に販売した対象機器
買換えの際に引取りを求められた
対象機器

小売業者

引渡義務

(義務外品、不法投棄物等)
市町村等

指定引取場所

(全国380箇所・平成19年1月現在)

約1,200万台

再商品化施設47箇所
(平成19年1月現在)

引取義務

義務者不存在等
中小業者の委託

自らが過去に製造・輸入した
対象機器

指定法人

(財)家電製品協会

製造業者

輸入業者

(廃棄物処理法による処理)
市町村等

中古品等としての流通・処理(リユース・輸出等)
(例) 買い手と呼ばれる回収業者による消費者からの回収
中古品の取扱業者による国内向けリユース
中古品の取扱業者による海外向けリユース
資源回収業者による、有価物としての資源回収

見えない
フロー

再商品化等

再商品化等基準に従った再商品化等実施義務

エアコン:60%、テレビ:55%、冷凍庫・冷蔵庫:50%、洗濯機:50%